

○

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改 正 後	改 正 前
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） 二十八の十五、四、クロロ・二、フルオロ・五、一（RS）一（二・二・二・トリフルオロエチル）スルフィニル「フェニル五、一」（トリフルオロメチル）チオ「ペンチル」エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤 二十八の十六（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （32）一、一（三、クロロ・四、五、六、七、テトラヒドロピラゾロ「一・五、一、a」ピリジン・二、ニール）一、五、一（シクロプロピルメチル）アミノ「一、H、一、ピラゾール・四、カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 （33）（188）（略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四、メチルピリミジル・六、ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） （新設） 二十八の十五（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （新設） （32）（187）（略）

（傍線部分は改正部分）

2 三十三～百十
(略) (略)

2 三十三～百十
(略) (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改正後		改正前	
別表第一（第四条の二関係） 劇物		別表第一（第四条の二関係） 劇物	
一、四の二（略）		一、四の二（略）	
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。		五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。	
五の二、十一の七（略）		五の二、十一の七（略） （新設）	
十一の八 四―クロロ―二―フルオロ―五―「（RS）」―（二） ・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル」フェニル			
五―「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル			
別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤			
十一の九・十一の十（略）		十一の八・十一の九（略）	
十二、六十七（略）		十二、六十七（略）	

（傍線部分は改正部分）